

浜松市生活支援体制づくり協議体（第2層、ありたま圏域） 第3回会議 議事録

開催日時	令和3年11月24日（水）9時30分から11時00分まで
参加者	委員：8人 事務局：1人 その他：9人（高齢者福祉課：2人、東区長寿保険課3人、積志協働センター1人、包括支援センターありたま：1人、浜松市社協：4人）
場所	積志協働センター 302 講座室
内容	<p>1 会長挨拶</p> <p>2 前回の振り返り 事務局より令和3年8月4日に開催した協議体会議の協議内容について報告。</p> <p>3 協議事項</p> <p>（1）住民主体サービス補助金の申請について</p> <p><u>委員からの意見</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の申請にあたって、様々な手続きにかかる労力とその結果が見合うかどうかの検討が必要。最初は、大変だと思うが、一回申請書を作ってしまうと、手続き方法がわかる。実際にひとつのサロンの現状を例とし、高齢者福祉課に具体的な申請方法について教えてもらいたい。 ・現在の各サロンに地区社協から補助金を出しているが、出せなくなった場合のことを考えなくてはならない。 ・今まではお金のない中でサロン活動をやってきたが、このような補助金が出ることを知れば活動を広げていこうという励みになり、今までマンネリ化していた活動が発展できる。補助金をもらうことと並行して活動をどう広げるか考えて行かないといけない。 <p><u>質問・回答</u></p> <p><u>高齢者福祉課回答</u></p> <p>Q 要項の謝礼の項目を確認すると500円しか出ないとなっているが講師を招いた場合も500円しか出せないのか。</p> <p>A 謝礼というのはサービスを提供している人か補助している人に対するものを指す。講師に対しての謝礼を出す項目を、「その他」という項目で出せるかどうか、直接、事業を担当している職員に確認する。</p> <p>Q サロンでは、ロコトレのほか、ささえあいポイントを登録している。ささえあいポイントとのかねあいはどうか。</p> <p>A ささえあいポイントのボランティアの場合他でお金をもらっている場合は出ないことになっている。次回までに確認する。</p> <p>（2）協議体での新たな取り組みについて ある地域で、空き家になった家を地域で活用してほしいと自治会に寄付があり、「憩いの家」として利用することになった。しかし、維持するだけで、電気代や水道代がかかる。今後、憩いの家をどう活用できるか補助金など利用できるものがあるかを含め、居場所について協議体で協議することが決まった。</p>

	<p>[意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地が 300 坪あるのであればサロンの人たちが畑をやるのもよい。 ・何かをやるにも補助金がないと難しい。 ・憩いの家は、地区の端なので集まりにくいですが、他のサロンみたいに立ち上げればよい。 ・居場所についての資料があれば検討しやすい。 <p>4 副会長挨拶</p>
<p>今後の見通し等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度第 4 回協議体会議は令和 4 年 2 月 14 日（月）9 時 30 分～積志協働センター3 階 302 講座室にて開催する。